

お知らせ

2024年2月2日  
九州電力株式会社

玄海原子力発電所3号機の高経年化技術評価に係る  
原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を提出しました  
－これまでの審査内容を反映－

当社は、2023年3月13日に原子力規制委員会へ提出した玄海原子力発電所3号機の高経年化技術評価に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、これまでの審査内容を反映し、本日、同委員会へ補正書を提出しました。

【主な補正内容】

- ・経年劣化に関する評価条件をより厳しい条件に見直し

当社は、今後とも、国の審査に丁寧に対応するとともに、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう、積極的な情報公開に努めてまいります。

[高経年化技術評価]

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降30年を経過する日までに、安全機能を有する機器・構造物等について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、運転開始後30年以降10年間に実施すべき長期的な施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を定めるもの。

以上